

# 平和研究

Peace Research

主任研究員：常松 洋

分担研究員：河井徳治 岩本 勲 三橋 浩 瀬島順一郎

M. リングホーファー 勝田政広 中瀬寿一 重光世洋

## 1. 研究の必要性・目的

1980年代後半から現在にかけての世界的規模での激動、つまりベルリンの壁の崩壊とドイツ統一、ソ連の解体と独立国家共同体という形での「再編」、共産主義の否定とそれに跟を接して噴出した東欧諸国での民族主義的自己主張、湾岸戦争とその後の中東情勢の進展などは、われわれに改めて平和の意味や意義を問いかけている。

しかし本研究会が課題とするのは、上記のような言わば「狭義の」平和だけではない。たとえば南北問題・世界的規模での富の偏り、大気汚染や環境破壊、人種・民族や性・職業等による差別、核をめぐる諸問題——核兵器の「拡散」や管理、原子力発電などの「平和利用」——、老いや病、現代世界における教育の役割と意義など非常に広範な観点から「平和」というテーマに接近しようとする。

一般的な表現を用いるなら、人間が人間らしく生きるということの意味を問おうとするものである。直接的であれ間接的であれ、他者からの強制によるものであれ「自発的」に行うものであれ、政治的・経済的・文化的に抑圧・規制・自粛が存在する状態、自由が欠如している状況は平和とはほど遠いものだろう。そのような立場に立って、各研究者がそれぞれの専門領域について平和の意味を問い直すこと、これが本研究会の目的であり、存在意義である。

## 2. 研究の中間報告

本研究組織は、総合講座〈平和学〉開設(1991年度に実現した)を目指して、1989年、河井教養部教授を中心に開始された研究会が発展したものである(その研究成果の一部は、1991年4月刊行の『大阪産業大学論集 人文科学編』72号に〈平和研究〉特集として掲載されている)。一度その研究を論文として発表した直後であり、同時に総合講座の準備という、研究活動には直接関係はないものの研究員の大半が関わっている業務のために、本年度の研究活動(研究発表会)は残念ながらそれほど活発ではなかった。

また「研究の必要性・目的」で述べたように、各研究員がその専門に応じて個別に研究を進めるという形を取っているため、研究組織全体としてのまとまりある見通しは得られていない。従って各研究員の研究成果は、平和という共通テーマにどう関連付けられるのかを指摘することで、研究の進捗状況についての中間報告としたい。

河井徳治「スピノザにおける平和の理念の源泉について」。哲学研究者としての氏の分担課

題は、平和の哲学・理念を検討することにある。とりわけ年来の研究対象であるスピノザを題材にその作業を行い、「共生」——人と自然との、人間相互の——に、その平和の哲学の現代的意義を見出そうとした。その所説は明解であり、またたとえば環境問題といった極めて現代的な課題を考察するための重要な手掛りを与えるものと言えよう。

常松「アメリカにおける反戦・平和運動」。この研究も、共通テーマと比較的ストレートに直面したものである。戦争（第二次世界大戦）という多大の犠牲を強いる事態に国民を導くため、いかに政府が世論を動員したか、もっとも大衆的なメディアである映画がその過程でどのような役割を果たしたかを明らかにしようとする。資料の制約のためまだ十分に説得力あるものにはなっていないが、表現の自由といった主題を考察するためにも有用な研究であろう。

岩本勲「戦後の米ソ関係を中心とする国際関係」。国際関係について従来から精力的な研究を行ってきた岩本氏が、ソ連の解体・独立国家共同体の成立というまさに今日の状況についての切り込みを試みた。エリツインの8月クーデターに対する勝利が決して民主主義の勝利ではなく、また社会主義権力の崩壊を単純に資本主義の勝利とは解釈できないことを指摘し、独立国家共同体の行方や社会主義の「可能性」を探ろうとする。

中瀬寿一「財閥・多国籍企業の史的考察」。最近喧伝されている「国際化」の意味やそのもたらすものは何なのか、われわれには必ずしも十分な知識や見通しがあるとは言えない。しかし経済活動は、少なくとも資本主義は、その誕生の瞬間から優れて国際的な活動をこととした。現代政治をも支配する国際的巨額財閥の源流を特権的な門閥大町人に見出そうとする中瀬氏は、その代表的存在、住友を素材に具体的考察を行おうとする。

勝田政広「南北問題と国際経済」。南北問題、国際的な富の遍在は、単に政治的な不安定のみならず、低開発国における資源の乱開発に由来する環境破壊の原因にもなっている。勝田氏は、「生存権」というもっとも根源的で普遍的な権利を研究の前提に据える。そしていち早くその権利に注目した18世紀フランスの哲学者たちを素材に、まず「生存権」の何たるかを明らかにすることから研究に着手する。

マンフレッド・リングホーファー「平和と民族」。近代化とともに消滅すると「楽観的に」考えられていた民族問題が、まさにこの世紀末の世界を根底から震撼させている。リングホーファー氏の研究は、民族問題の平和的解決のために、教育がどのような機能を果たせるのかを検討する。そして「民族」という概念が極めて流動的なものであることを認識させ、各民族内での暴力的構造を減少させる役割を教育に求めようとする。その具体的な機能についての検討は、今後の研究で明らかにされるはずだ。

三橋浩「平和への動物学的アプローチ」。地球という限定された生活圏に生きる生物の一種としての人間という発想が、環境問題への関心の背景にある。そのような視点に立つとき、「平和」が戦争と反対の状況にすぎないという理解の不十分さが一目瞭然となる。三橋氏は、生物学や心理学の成果を踏まえつつ、ヒトの「攻撃」本能と知性によるその抑制の可能性とを論ずることで、未来への展望を得ようとする。

瀬島順一郎「分けられた性と戦争システム」。個人のレベルから戦争という多数を巻き込む暴力を検討しようとする瀬島氏は、もっとも根本的な人間の分類である性別、それに由来する

相互依存関係や抑圧に注目する。そして現代の経済社会が生み出した性差別に馴致させられていなければ、敵をイメージすることが不可能かもしれないと指摘する。諸種の心理学・教育学に関する実験にも詳しい氏は、具体的・実証的にこれらの論点を検討するはずである。

重光世洋「地球環境問題——とくに水圏を中心に——」。環境破壊が焦眉の問題となっていることは、改めて言うまでもない。それは政治や経済の問題でもあるのだが、土木工学を専攻する重光氏は、大気の大気構造・構成・運動といった地球物理学的立場からアプローチする。往々にして感情的・感覚的に論じられる傾向にある環境問題を、科学的・客観的に考察するためにも不可欠の研究である。常松 洋（教養部）

## 分担研究報告

### スピノザにおける平和の理念の源泉について 河井徳治（教養部）

戦争のない時を指して単純に平和と称する訳には行かない、いわゆる消極的平和を真の平和とよぶには不十分である、平和は戦争の原因となる国家間、民族間の対立と抗争、対外的にであれ国内的にであれ、軍事的、経済的な抑圧と支配の構造を積極的に取り除く運動によって可能になる、共生（symbiosis）の原理に支えられ、しかも人間の自由を可能にする世界秩序を構築してこそ初めて平和なのだ、という積極的平和の理念が、今日平和論の主潮流を形成していることは断わるまでもなからう。しかし、こうした積極的平和の理念が、近世の冒頭に社会契約論に基づく国家理念を打ち出したホッブズの国家理論を批判する社会理論として、初めてスピノザによって哲学的に考察されたものであるという点については、これまで殆ど注目されたことがなかった。カントの『永遠平和論』が、久しく平和論の哲学的端緒であるとされてきたが、実はカントに先立つ130年前に、スピノザが積極的平和の理念を哲学的に打ち出していたのである。筆者は、この点について既に二編の論文<sup>1)</sup>を公にして論述しているが、さらに1991年秋にスピノザ協会の主催によって行われた国際シンポジウム〔総合テーマ：スピノザと政治的なもの〕において、「スピノザと現代——スピノザの生命概念」という発題を行い、その中で現代平和研究の代表者の一人であるラパポットの所説との比較検討を行なって、スピノザの積極的平和の概念が自然と人間の共生、人間相互の共生を原点にして発想された、極めて現代的な意義をもつところの、自然の生命を実体として捉える哲学から生まれたことを明らかにした。平和の理念の源泉は、自然と人、人と人の共生にある。しかしながら、この理念に基づく政治的体制は、あくまでも「政治的なもの」のもつ限界に制約されざるをえない。「政治的なもの」には、必然的に支配の構造が伴うからである。スピノザの構想した政治体制は、民主制としてあくまでもこの支配の構造を自ら止揚する契機を孕んでいる点でも極めて現代の政治理論にとって示唆的であると言えるであろう。人々の自由と平和は、支配によってもたらされるものではない。支配を制約することによって初めて可能になるのである。

「政治的なもの」のもつ限界を限界として意識できる領野から、初めて人々の本来の平和は照らし出されると言ってもよいだろう。その領野こそ、かねてから人類に宗教を生み、育ててきた領野であったのであり、ラパポートがこの点に注目したのも、平和の源泉が、本来の意味での宗教の源泉と同じであると知ったからであるに違いない。スピノザも平和の概念を、宗教的理念の源泉から汲み取っているのである。平和を生み出す源泉としての、他人の権利を自己の権利と同様に擁護し尊重する視点は、隣人を自己自身と同様に愛する隣人愛の要請と重なるからである。こうした平和の理念の実現は、我執と利己心に凝り固まった人間性にとっては至難の課題ではあるが、現代の諸課題を解決して行く視点は、この困難な課題に対決することを描いて他に得られるだろうか。我々の今後の研究課題は、この困難に直面することを避ける道を探索することではなく、取えてこの困難な道を選び、その上で平和の理念の実現のために積極的に寄与するであろう現実的で具体的な諸契機の探求に向かう他はあまい。

1) 「平和の理念とその実現」、『大阪産業大学産業研究所所報』第13号, 1990年刊。

「平和学への招待」、『大阪産業大学論集人文科学編』第72号, 1991年刊。

なお、発表のレジюмеは次の通りである。

#### スピノザと現代——スピノザの生命概念

17世紀の西洋思想の主潮流が現代の科学技術文明によって覆われた我々の社会の骨格を善かれ悪しかれ決定づけていることは、語るまでもない。生命概念についてこれを見るならば、デカルトは、心身二元論に立って生命活動を身体の側にのみ属するものとみなし、またハーヴィの考え方に触発されて、これを機械的循環のモデルで把握した。かつてアリストテレスが生命の原理を形相と質料の具体的統一（シノロン）として理解したのに対して、彼は生命活動の原理を思惟の原理から切り離して運動の原理にのみ還元した。ホップズも生命活動の原理は、人工的かつ機械論的に模倣できると考えた。しかも、その模倣は、自然的人間の安全と防衛のために「技術によって考案された人工的人間」、つまり「リヴァイアサン」とよばれる人工的社会組織に典型的に実現する。人工化の論理は人間のために自然を素材や手段として活用する論理である。ホップズの「発生因 *generatio*」の把握についての論議は、自然の原因を模倣することによる、この人工化の手続きの論理の完成にあった。ここには、「発生因」を自然の中に推理する過程と、人工的な原因によって人工物を模倣して作る過程が結びつく、一種の循環が存在する。いずれにせよデカルトもホップズもともに生命活動を機械的運動とみなすことができるとする点では同じである。また我々の本質は思惟活動にあるとして、自然を我々の操作の対象や素材として受け取る点でも両者は共通している。

現代の科学技術的展開が我々につきつけている生命倫理、環境倫理の諸課題は、もともとこうした生命概念の唯物論的、機械論的、操作的解釈から生じていると考えられよう。スピノザの言葉を借りて言えば、自然と人間の関係の「本末の転倒」から生じていると言えるのではないか。人間は「自然の一部」にすぎないという認識、実体は、人間の *ego cogitans* [思惟する自我]ではなく、*natura naturans* [能産的自然]であり、*ego cogitans* は、その様態にしか

すぎないのだという、認識の「再一転倒」が求められるべきであろう。そして現代におけるスピノザの意義は、この思考形式の「再一転倒」に位置づけられと言ってよい。もちろんここで「再一転倒」と言っても、ガリレイやその時代の科学者達によって基礎づけられ、展開を遂げた科学的思考方法を全面的に否定することを意味するものではない。簡明に言えば、分析的思考の中で見失われた批判的総合の視点の再確立である。それは科学的思考を批判的に再構成することである、と言うこともできよう。我々は、今日ではいくつかの主要な分野において、こうした総合化の要因を認めることができるとともに、そのいずれにも、スピノチズムが暗黙のうちに活かされていることを認めることができるであろう。ここでは、簡単にいくつかの要因について触れてみたい。さらにこの再転倒には、東洋的思考との親近性を認めざるをえないであろう。それ故最後に我々は、幾人かの近代日本の思想家たちに見られるスピノザ主義的特徴を検討してみたい。

1) まず、C. F. v. ヴァイツゼカー——彼は物理学者でもあり哲学者でもあるが——は、彼の代表作の一つ「自然の統一」の中で、自然と人間、そして人間が形成する自然の認識という三者の関係について次のように述べている。「自然は人間よりも古い。そして、人間は自然科学よりも古い。それ故、我々は自然科学をそのもつすべての自然の概念もろともに人間の作品として捉えなければならない。しかしまた、人間を彼のもつ全ての認識能力もろともに、自然の子として捉えなければならない。この二要求は結びついて一円環を形作る」と。そしてこの円の中心が、求められる人間と自然との統一であると述べている。ここで円環が成立するためには、自然の産物にすぎない人間精神が、その産みの親である自然の本質について認識可能だということが、前提としてなければならない。逆に言えば、人間存在とその精神は「自然の子」という認識が、我々の自然認識には含まれていなければならない。この前提がなければ、この円、というより円環は、成立しえないのである。私がこの本を齊藤義一先生と邦訳した際、真っ先に私の頭に浮かんだのは、人間精神の神への知的愛が神の自己愛と同じだとする、あの有名なスピノザの命題、『エチカ』第5部定理36であった。スピノザ自身がその命題の備考において、端緒 (principium) としての神ないし自然から、基礎 (fundamentum) としての人間精神へと降り、逆にまた上昇する『エチカ』の円環的構成について述べているからである。ここに成立する円環は、ヴァイツゼカーのそれであれ、スピノザのそれであれ、断じて物体の運動原理に還元することのできない円環である。それは、プロティノス以来ヘーゲルに至るまで知られてきた、知性の生命の循環構造である。そして知性の生命の循環構造は、自然全体の生命的循環構造の一環である。要するに、スピノザの観点からすれば、自然が人間をどう見るかという観点が、人間が自然をどう見るかという観点到先行していなければならない。

2) 平和研究の代表者の一人、アナトール・ラパポートは、この夏京都で行なわれた ISA GA (International Simulation And Game Association) での「地球的総合の触媒、環境保護」と題する講演において、この「自然から人間を見る」視点の確立を訴えた。彼に拠れば、人類史の現段階における最重要課題は地球的永続的平和、地球的環境保護と地球的社会主義の三つであるという。もともと平和研究は、戦争原因を究明し、それを予防する方法を見いだすという、

医療研究に類似したものとして確立された科学研究の新分野である。こうした考え方からすれば、ホップズのように平和を戦争の「欠性」として捉えるのではなく、戦争が平和の「欠性」として捉えられる。従って、搾取や圧政や貧困から世界の人々を解放してこそ、はじめて戦争の基本的原因は取り除くことができるとする。こうした平和の概念は、例えば C. F. Alger が称するように、たんに戦争のない状態を「消極的平和」とするのに対して、今日では「積極的平和」と称されているが、これまたスピノザに遡ることができる平和の概念に他ならない。

ところで、ラバポートは、上記の三つの課題を解決する糸口として、トルストイの或る作品の中で語られる「あらゆる生命は一つである。君が他人にしていると思っていることは、君自身にしていることなのだ。君はその生命の無限小の一部分にすぎない。これが真実であって、他のすべては、妄想なのだ」、という一句を引用しながら、こうした理解の仕方が、有機体的システム理論という形ならば、科学的に表現できるとする。つまり、こうしたシステムとは、それ自身の中で生ずる変化にも拘らず、その自同性を保持するものであると定義できるが、そのようなシステムとして、有機体は無論のこと、彼の言うところでは、社会体制や組織も考えられるし、それどころか我々はもちろん、無限に小さい生命まですべての生命を自らの内に含んだ全体としての有機体的システムが考えられるとする。そしてそのシステムに我々の個人的意識を超える意識がもし具わるとすれば、地球的環境保護の課題はこうしたエコシステムの意識からのみ解決可能になるという。

それだけではない。この観点こそは、人種や民族の境界線を守ることによって、或いは経済的ないし軍事的な支配によって、既得権を守るために行われる“我々と彼ら”という両分法を無効にし、そこから生まれる愛憎の二元性に、従って戦争システムに、最後の審判を下すものだと主張し、この契機が他の二つ、「地球的正義」と「地球的平和」を実現する最重要なモメントだとした。ここには、スピノザの「コナトウス」ないし有機的自己保存原理に関する理論が、極めて現代的な光の下で浮上するのを認めざるをえないであろう。

3) こうしたより高次のレヴェルの意識段階に至り、かつそこから行なわれる人類の統合の実践こそ、宗教の目指した理念であり、信仰から生まれるこの種の実践にして初めて、人と人、自然と人との「再一統合」（「宗教」の謂）を可能にするのである。この点から、ラバポートは、科学と宗教の共通の立脚点が環境保護に得られるとする。

たしかにこうした有機体的システム理論は、多様性と単一性の矛盾、有機的全体の中での個物の相互依存と固有性の矛盾を統合する理論として、スピノザ解釈にも有効な視点を提供してくれはする。だが、彼の生命活動の概念は、スピノザの視点から見る限り、唯物論的生命観と言わざるをえない。スピノザの「限りの神」すなわち「コナトウス」は、デカルトの表現に従えば、心身の「実体的合一」の、その合一に働く。有機体に生命を限定するかぎり、例えば国家有機体説のごとく、全体主義的危険性を伴わざるをえないであろう。スピノザは、国家に精神を認めなかった。我々は国家によって「あたかも一つの精神によるが如く」に導かれるにすぎない。彼は、だからこそ支配の両面価値的性格を暴くことができたのである。

4) 古来から宗教において語られてきた「永遠の生命」の哲学的合理主義的解明こそ、スピノザの求めた生命活動の概念であり、この点で、日本の近代の代表的な哲学者達、つまり西田

や田辺や西谷といった哲学者達の、スピノザへの深い共感、また解釈家で挙げれば石沢要のスピノザへの深い共感を辿るならば、我々の見るところ、自然の根源的生命との合一の認識という点に行き当たると言うことができる。そこにはむしろ、生命概念の自覚的、観念論的解釈が色濃く示される。いずれにせよ、スピノザの生命的循環は、機械論的にも、有機体論的にも限定できないことは確かであり、現代に優勢な機械論的、有機体論的生命概念を批判し、相対化する視点をスピノザが用意できることは間違いない。

なお、当日配布した日本の思想家とスピノザとの関連についての補遺〔英文〕があり、それもつけ加えて報告しておきたい。

#### Supplement

The thought of NISHIDA started from “pure experience or immediate experience” in his ‘A Study of Good’. That experience means an undivided situation of one’s subject and its object. And he says, “There is no reality other than one’s pure experience”. He uses a word “intellectual Anschauung”, that is intellectual intuition as a higher or deeper situation of pure experience. About the function of this intuition, he says, “A true intellectual intuition is a unifying action itself on this pure experience, and it is also to grasp life activity”. In relation to this intuition, he quotes names of Spinoza and Platon. But there is no explanation on any relation of his viewpoint to Spinoza’s intuition. However I would like to say, there are some resemblances between NISHIDA and Spinoza. About Spinoza we have a matter of “unity of idea-ideatum” and I think, we can treat also Spinoza’s intuition as a intuition of life of object.

TANABE treats the unity of life activity as a unity of dialectical form of the finite and the infinite.

One of the Japanese interpreters of Spinoza, ISHIZAWA treats Spinoza’s “conatus” as the united point of the finite and the infinite.

Strictly speaking, NISHITANI is no pro-Spinozist. For he has made his way through Nihilism of Nietzsche and Heidegger. But his theory of immanence has also a certain resemblance to Spinoza’s theory. Let us see the first paragraph of the following sentences.

“By the ‘self-awareness of reality’ I mean both our becoming aware of reality and, at the same time, the reality realizing itself in our awareness...The question that asks about reality must itself become something that belongs to reality” (‘Religion and Nothingness’ p. 5).

Coming into question, “What is this reality?”, Japanese philosophers, especially NISHITANI, regards this as emptiness [空 kō]. He derives from this point of view non-duality of self and others. I think, this is just a fundamental difference between Spinoza and these Japanese philosophers.

なお、シンポジウムの発題者と提題、ならびに発表順は次の通りである。

1. ヴィム・クレイファー（蘭、エラスムス大学）：「スピノザの自然主義」

2. 河井徳治（日、大阪産業大学）：「スピノザと現代——スピノザの生命概念」
3. アレクサンドル・マトゥロン（仏、フォントウネ・サン・クル師範学校）  
：「スピノザにおける民主制と民主主義」
4. マンフレート・ワルター（獨、ハノーファー大学）  
：「カール・シュミットにおけるバルフ・スピノザ」

主催：スピノザ協会。

国際シンポジウム会場：同志社大学。

1991年11月11日開催。

また、この発表に関する総括的批評を上野修（山口大学）氏が行っており、「スピノザ協会会報」第6号〔1992年2月20日刊〕に掲載されている。

### 戦後の米ソ関係を中心とする国際関係 独立国家共同体(C I S)の行方と国際関係——その暫定的見通し 岩本 勲（教養部）

1) ソ連の11共和国首脳が12月21日、カザフ共和国首都アルマアタで「独立国家共同体」（СНГ Содружество независимых государств、C I S The Commonwealth of Independent States）創設で合意し、ソヴィエト社会主義共和国連邦はその69年の歴史の幕を最期的に閉じた。独立国家共同体はもはや国家ではなく、中央政府をもたぬ文字通り独立国家の共同体にすぎない。ソ連国家評議会が11月14日に基本承認した新連邦条約を葬り去り、連邦消滅の直接の引き金を引いたのは、ロシア、ベラルーシー、ウクライナのスラブ3カ国の独立国家共同体の創設と連邦消滅宣言であった。これはソ連憲法違反という意味では、8月の保守派クーデタにつぐ改革派の第2のクーデタといってもよい。連邦国家の精算を急ぐ非常手段であった。

カザフ共和国は当初、これに厳しい批判を加えたが、他の8カ共和国と同様に、これに参加するか否かの選択権は最初からなかったに等しい。共和国間で極端な分業体制をとっていた旧ソ連体制にあっては、各共和国は何等かの経済的結合が不可欠だからである。とくに、スラブ3カ国が旧ソ連邦で圧倒的優位にたつ現状にあっては（人口の73%、面積の80%、GNPの81%、農業生産の75%、石油生産の92%）、他の9共和国はこれらの3カ国への依存抜きには国家の存立そのものが極めて困難である。

2) ソヴィエト社会主義共和国連邦とソ連共産党の崩壊によって、世界の政治的座標軸は、その根底から変化した。20世紀国際政治はロシア・ソ連社会主義とこれを地上から抹殺しようとする帝国主義諸国との闘争対立を機軸として展開してきた。帝国主義の対ソ干渉戦（1918-1922年）とこれに支援された反革命軍との内戦、ドイツ・ナチズムの対ソ侵略（1941-1945年）、米

ソ冷戦（1945-1990年）、ソ連は僅かの息抜きの時期を除いてその誕生以来絶えず帝国主義諸国の軍事的・経済的・政治的包囲の重圧の下にあり、ソ連は自らの生存をかけて、強いられた帝国主義諸国との闘争を闘い抜き、そして今、力尽きてその死を迎えたのである。

ソ連社会主義革命が74年間で潰え去ったことを嘲笑うことは易しい。しかし逆の評価も成り立つ。極端に遅れた資本主義から出発したロシア社会主義革命が唯一生き延びる条件としてレーニンが期待してやまなかったドイツ革命は失敗し、帝国主義の圧迫と先進資本主義国革命の支援が絶無の中で、ソ連は74年間よくぞ生き残ったものである。

だが、ゴルバチョフ・ソ連大統領は辞任に際して、ソ連社会主義の崩壊の原因を社会が「イデオロギーに奉仕し、軍備拡張の重荷に窒息」したことに求め、いまや「全体主義的な体制が破棄された」とペレストロイカを自画自賛した。これほど、帝国主義諸国に媚を売り、ソヴィエト人民の筆舌に尽しがたい長期にわたる苦難の歴史に泥を塗る言葉はほかにあるまい。

3) 独立国家共同体の行方は目下のところ混沌とし、情勢安定化の見通しをたてることは極めて難しい。経済危機、政治的不安定、核・通常軍備管理をめぐる対立、民族紛争のいずれの側面をとっても現在のところ、これらを克服しうる指導者も政党も政策もなにも現れていないからである。

8月クーデタによって頂点に達した「保守派」と「急進改革派」の対立は、いささかも社会主義の存亡をめぐる原則的な対立ではなく、市場経済化に伴う特権享受の争奪戦にすぎなかった。保守派は今年7月、ソ連共産党中央委員会総会での新党綱領の表決ではっきり示したように、マルクス主義の事実上の放棄、議会制民主主義の導入、市場経済化のいずれにも異義を唱えなかった。両者の共通性はなによりも、クーデタにあってクーデタでなきがごときの8人組の優柔不断が物語っている。ただ、ソ連邦をまさに沈まんとする泥船に見立てる急進改革派が、ロシア共和国の指導権獲得を通じて新たに特権を確保しようとし、他方が、連邦政府・軍・党・KGBの権力基盤であるソ連邦を温存し、旧来のシステムのもとで特権を維持しようとした以外のなにもでもなかった。

エリツィン大統領の勝利は、急進改革派市民が闘って勝ちとったものでも、民主主義の勝利でもない。クーデタ勃発時にロシア共和国最高会議ビルに集まった市民は、モスクワ市民900万人中約5万人、エリツィン大統領が呼びかけた労働者のゼネストに呼応したのは一部炭鉱労働者を除いて皆無であった。むしろエリツィン大統領の力は、彼が2、3時間おきに連絡をとっていたというブッシュ米大統領と国際帝国主義の力であった。後に判明したところでは、革命派のポポフ・モスクワ市長はクーデタ情報をすでに6月段階でゴルバチョフ大統領ではなくブッシュ大統領に伝えていた事実もことの真相の一端を示している。

一方、クーデタ派は蓋を開けた途端、自分たちが軍もKGBも政府官僚もだれをも掌握していないことを思い知らされ、腰砕けと自滅の道をたどらざるをえなかった。これらがクーデタ敗北の真の原因である。

クーデタの敗北は、エリツィン大統領とロシア共和国の大ロシア主義的独裁への端緒を開いた。エリツィン大統領はクーデタ失敗直後、連邦大統領の権限を篡奪し、ロシア共産党の活動

禁止、軍・行政機関・KGB内での政党の活動禁止、軍司令官の更迭、クーデタ首謀者の刑事訴追、等を行った。連邦の暫定的内閣たるべき経済委員会には、シラーエフ・ロシア共和国首相を委員長に送り込んだほか、内相、蔵相など主要官僚をロシア共和国閣僚が占めた。エリツィン大統領はまた、ウクライナ共和国に対してはクリミア半島とドネツ炭田地方の国境線の変更を主張し、両国間の緊張を高めた。カザフ共和国はロシア共和国の大国的支配に懸念を示した。

ロシア共和国指導部を占めた急進改革派になにか強固な思想統一があるわけではない。もともと共産党の指導的地位を占めていた彼らは、市場経済化がもたらす特権を一足先に享受するため脱党し改革派指導者に横滑りしたにすぎない。最近、指導部の間で、内紛・対立が顕在化し始めた。ルツコイ・ロシア副大統領はロシアの現状を無政府状態だと公然たるエリツィン批判を行い、ポポフ市長は経済政策の対立から一時辞任を表明した。ロシア最高会議は、ロシア安保・内務省創設の大統領令の撤回を決議した。

4) 旧ソ連以来、全ての指導者、全てのイデオログが、現在の混迷から脱出する唯一の特効薬として、異口同音に社会主義の放棄と（資本主義的）市場経済化を呪文のごとく唱えてきた。しかし何故に社会主義的経済的土台にあって資本主義的志向が勝利し、同じことだが、何故にかくもあっけなく社会主義権力が崩壊したのであろうか。

その最大原因の一つとして外国資本主義の影響を挙げることは、易しくもあり間違いでもない。しかし、それだけでは、史的唯物論に基づく説明とはならない。土台が上部構造を決定するというこの原則がそこには貫徹していないからである。したがって、まず始めなければならない最も基本的なことは、果たしてソ連社会の土台は何であったのか、それは社会主義経済であったの否か、もし社会主義経済であったならば、どのような意味で社会主義経済であるといえるのかを吟味することである。

ソ連共産党自身は社会主義生産関係が確立されたものとし、これを疑問の余地もないものとしてきた。ソ連共産党史は、第2次5カ年計画の完遂をもって「国民経済のあらゆる部門での社会主義的生産関係の確立」（1937年）を宣言し、第21回臨時共産党大会を画期として「共産主義社会建設の展開期」に入ったとした（1959年）。その後、この規定を「高度に発達した社会主義」やその他いくつかの規定に変え、この点では明らかに動揺はあったが、社会主義の規定だけは変化なかった。国家権力に関しては1977年憲法がソヴィエト国家はプロレタリア独裁の任務を果たし終え、「全人民国家」に移行したと規定した。筆者は、共産主義社会の建設と全人民の国家の規定には疑問をもっていたが、クーデタの挫折の直前までは、正直に言って、資本主義生産関係から完全に断絶した社会主義生産関係がソ連で確立されていることについては信じて疑わなかった。

ソ連の所有形態は、工場、機械、土地、天然資源について一部農民自留地を除いて全て国有ないし集団所有である。生産手段の私的所有の禁止によって、労働者は資本主義的搾取から解放されている。上部構造としての権力は、共産主義をめざす党がにぎっていた。経済運営は基本的に中央集権的計画経済であった。この限りで、ソ連は権力、所有形態、計画経済においては社会主義であった。だが、依然として貨幣と商品は生産関係を形成する主要な形態であり、

人々は貨幣で賃金の支払を受け、それによって商品を購入していた。この意味ではソ連経済は未だ市場経済から脱してはいなかったのである。このことの意味を改めて考え直さなければならない。

生産手段の私的所有の禁止によって、貨幣が資本に転化する道は閉ざされており、この市場経済は法制上はプロレタリア権力によって統制された市場経済である。だが、市場経済という点に限れば、資本主義的市場経済と相違はない。歴史的にも理論的にも資本主義経済が貨幣経済＝市場経済の最も発展した形態であるかぎり、統制された市場経済とはいえ、それは絶えず貨幣の蓄積と資本への転化の衝動、つまり資本主義復帰への衝動を生みださざるをえないのである。社会主義国家という過渡期においてはプロレタリア独裁が不可欠の所以もここにある。

最も基本的な経済関係に依然として市場経済が残存しているとすれば、価値法則もまた生きている。社会主義権力といえどもこの法則を無視したり歪めたりすることはできない。それにもかかわらず、レーニン没後、ソ連の党と政府はあたかも価値法則は社会主義国家の計画によってとって替わられるかのごとく振る舞った。その典型的な一例は、極端にアンバランスな価格政策に示されている。国家財政の赤字が紙幣増刷によって穴埋めされているという経済のイロハさえ無視した「経済政策」が罷り通っている。しかし、ソ連の歴史的事実がその一端を示しているごとく、レーニンのNEPにはじまりスターリンの農民に対する自留地と私的小経営の承認、60年代における利潤原理の導入など、価値法則はあらゆる機会にさまざまな形態をとって自己の存在を主張してやまなかったのである。

したがって、ソ連の失敗は、正確にいえば社会主義経済それ自身の失敗ではなく、市場経済の社会主義権力による統制の失敗だったのである。であるとすれば、ソ連経済の起死回生策として提唱されている市場経済化は実は答えにならないのである。

急進改革派は、ソ連経済を社会主義経済＝中央司令型経済にとらえ、これにハーバード大学仕込みの「自由で統制のない資本主義的」市場経済を対置している。だが、自由で統制のない資本主義はイデアルタイプにすぎず、世界中どこをさがしてもそのような市場経済は存在しない。マルクス主義では国家独占資本主義と呼び、近代経済学では混合経済と称する現代資本経済は大なり小なり、国家の統制下にあることは自明の理である。日本はその典型といつてよい。

ソ連社会主義経済は、余儀なくされたこととはいえ、過度に軍事化された経済であった。ソ連人民が、社会主義経済を「中央司令型統制経済」として堪え難いものと感じたとすれば、それは客観的には、社会主義経済に対する嫌悪ではなく軍事を極端に優先せざるをえなかった統制的軍事的経済に対する嫌悪であったといえる。

5) 独立国家共同体は当面、経済的危機からの脱出が不可能であるのみならず、むしろ経済的混乱はより一層深化しようとしている。ましてや、市場経済化は容易なことではない。

ロシア共和国が経済改革の第一弾としてまず手をつけたことは、「ショック療法」と称する価格自由化であった。消費物価は一挙に4－6倍高騰したと伝えられている。軍事産業と独占企業体を基礎にした価格自由化は、ただハイパーインフレをさらに加速化するのみで、年金生

活者など弱者の容赦ない切り捨てと経済混乱に拍車をかける以外の結果をうみださないであろう。他の共和国もこれに追随しようとしている。

連邦国家を失ったいま、各共和国間の分業を調整することは不可能になった。独立国家共同体は、国家間の経済的な有機的統一をめざしたのではなく、逆にそのようなものを破壊するために設立されたものである。独立国家共同体・加盟国首脳会議（ミンスク）では通貨、価格問題をめぐって合意は達成されなかった。各共和国の独自通貨発行と食糧・資源の自国囲い込みの方向が加速化されようとしている。前面に押し出され各国を支配する力が各国家のエゴイズムであることが、あらためて浮き彫りにされた。

アゼルバイジャン、トルクメンのイスラム2国がイラン・トルコ・パキスタンからなる経済協力機構（ECO）に加盟申請し、独立国家共同体の経済体結合の一角にはやひびが入り始めた。

経済改革派のいずれの計画もその中核に帝国主義諸国からの援助を当て込んでいる。だが、このような期待は幻想である。仮に世界経済の混乱防止のため、帝国主義諸国が対ソ援助を行う意思があったとしても、肝腎の資金が枯渇している。帝国主義諸国で最大の資金供給国のひとつである日本は湾岸戦争で、ドイツはこれに加えて東ドイツ再建とソ連援助で当面の資金を使い果たし、世界全体としては1991-1995年で年間1000億ドル不足する（IMF計算）。

帝国主義諸国の目下の最大の関心事は、ソ連の石油をはじめ極めて豊富な地下資源の分捕り合戦をめぐって、いかに少ない費用で最大の分け前を得るかであって、これ以上でもこれ以下でもないのである。この点を見誤ってはならない。EC、米、日など約40カ国が旧ソ連資源にたいする西側各国の開発参加の平等を争って「欧州エネルギー憲章」を制定したことは、その一例にすぎない。

今日、世界資本主義市場に乗り出し、競争に伍してゆくためにはハイテクが不可欠であるが、帝国主義は未だにココム規制によって、ハイテクの対C I S輸出を認めていない。ロシアが自力で世界水準のハイテク開発を行うことは、不可能でないにしても多額の投資と相当の時間を必要とする。

現代資本主義存立の最大の前提条件は、高密度の労働とその強搾取である。これを欠いては、国際競争力の獲得と資本蓄積が不可能だからである。果たして、旧ソ連労働者階級はこれを許すのであろうか。

6) 独立国家共同体は今後、いずれの方に向かわんとしているのであろうか。

軍事問題では、核兵器は統一司令部のもとに、統一司令部は国家連合の統一指揮のもとにおき、通常戦力については、ウクライナ、アゼルバイジャン、モルドバが独自軍を、その他8カ国は統一軍を組織することになった。だが、早くもこれらの合意は紙の上のものにすぎないものになろうとしている。ウクライナとロシアとの間で黒海艦隊の帰属をめぐって深刻な対立が生じ、それは核兵器の帰属問題まで発展しそうな気配を示しているからである。

120以上の言語を話す多民族を擁し、しかも住民の23%が他の民族の共和国に住むという複雑な構成となっている独立国家共同体は、民族の牢獄と呼ばれたツァー帝政以来の負の遺産を

引き継がなければならなかったからである。レーニンが提唱した「民族自決の原理」は、この負の遺産を精算するための根本原則であった。だが、スターリンによってそれは踏みにじられ、今日まで民族問題を引き摺ってきたのである。もとより、旧ソ連邦がその誕生以来、帝国主義諸国の干渉戦と包囲網の下で、社会主義権力防衛のため、ナチス・ドイツと対決し、ひきつづきアメリカ帝国主義と長期にわたる冷戦を闘っているかぎり、連邦防衛の利益を民族の利益に優位させることがあったとしても、それは無理からぬことでもあった。だが、ソヴィエト社会主義権力なき今、この正当性は存在しない。各民族は民族平等の民主主義的権利に基づいて国家関係を律する以外に原則はない。目下のところ、各民族は国家間の民主的原理ではなく、民族エゴイズムと他民族に対する偏見にしたがって行動している。社会主義、共産党、連邦政府・軍というこれまで民族のエゴイズムに厳格な枠をはめてきたイデオロギーと制度が崩壊した結果である。ユーゴスラビアのごとき内戦勃発の危機も否定し得ない。恐らく、民族間の平和的共存は、独立国家共同体各国の経済的安定化なしには、達成できないのではあるまいか。

独立国家共同体の人民の運命は結局、人民大衆が決定する以外にはない。旧ソ連全体で2億8千万、ロシアだけで1億4千5百万の人民はまだ全体として動いていない。ロシア革命時のごとく、全人民があらゆる指導者、政党の思惑を越えて動きだすとき、初めて事態解決の方向が見出されよう。ツァーの苛酷な支配のもとで、デカブリストの乱の革命的英雄主義を生み出し、ナロードニキ運動以来、チェルヌイシェフスキーをはじめ世界でも最も勝れた知性を育み、さらに堅忍不拔のボルシエビキを輩出した偉大な民族が、このまま歴史の混乱のなかに埋もれてしまうとはとうてい考えられないのではあるまいか。

7) 現在、マスコミ・論壇あげて、もはや社会主義の実現は不可能であり、平等社会の実現の夢は破れたとして、資本主義の勝利を謳歌している。だが、不平等のあるところ必ず平等実現の運動が生じ、敗北してはまた立ち上がり、再び敗北するという歴史の繰返しであった。同時にこの敗北の繰返しは、人類平等の理想の実現に近づく一歩一歩でもあった。ローマ圧制下における原始キリスト教的共産主義運動、ドイツ農民戦争におけるトーマス・ミュンツァー、イギリス革命におけるウインスタンリーとディッカーズ、フランス大革命におけるバブーフ、そして歴史上初めての労働者権力たるパリ・コミューンの72日間。そしてソヴィエト社会主義連邦は74年間、その権力をもちこたえた。私的所有と市場経済は数千年の歴史をもっており、その最も発展した形態が資本主義である。したがって、74年間の短期間で人類数千年の歴史に最期的に終止符を打てなかったことをもって、資本主義の勝利を宣言することは、歴史にたいする無知を告白する以外のなにものでもないといえよう。

8) 「ソ連の西欧への侵攻の脅威はもはや現実的ではなくなった」との認識のもとにブッシュ大統領は91年9月末、ソ連が同様の措置をとることを条件に、地上と海上の戦術核の全廃を中心とする大幅な核軍縮を行うことを発表した。この発表の1週間後、ゴルバチョフ大統領はソ連側の措置を発表した。ソ連は「米ソ軍縮提案比較」が示すように、アメリカ提案をほとんど承認したうえで、一方的措置として、STARTで合意した戦略核弾頭削減数にさらに1000発上

米ソ軍縮提案比較

	米国 ('91. 9 .27)	ソ連 ('91.10. 5)
<b>【戦術核兵器】</b> ○地上配備核砲弾 ○戦術（短距離）核ミサイル ○核地雷 ○対空ミサイル核弾頭  ○洋上艦、攻撃型潜水艦の戦術核兵器・核巡航ミサイル	外国配備分も含めて全廃  保持しない  すべて撤去し、一部を廃棄	全廃  全廃部隊から撤去し、一部を廃棄 同左 米国に海軍戦術核の相互全廃を提案
<b>【戦略核兵器】</b>  ○戦略爆撃機  ○大陸間弾道ミサイル（ICBM）  ○潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM） ○戦略爆撃機用の短距離核ミサイル	警戒態勢を解除、核兵器は保管 新型ICBM、ピースキーパー（MX）ミサイル、移動式小型ICBMの開発中止 ソ連に多弾頭ICBMの相互全廃を提案  —  近代化計画を中止	戦略核弾頭を5000個に削減（戦略核兵器削減条約・STARTの規制上限は6000個） 同左  移動式ICBMの開発中止、新発射装置の製造・近代化を中止 多弾頭134基を含むICBM503基の警戒態勢解除 SLBM搭載潜水艦6隻撤去 同左
<b>【核実験】</b>	—	1年間一方的実験停止
<b>【兵力】</b>	50万人削減	70万人削減

出典：「日本経済新聞」1991. 10. 7

乗せしての廃棄、SLBM搭載潜水艦6隻の廃棄、核実験を1年間凍結、70万兵員削減（既定方針）を宣言し、あわせて航空機発射戦術ミサイルの撤去、戦略核半減のためのSTART IIの開始、ABM・SDIの共同システムの創設の可能性についての検討、全ての核保有国の核第一撃の放棄、米ソ首脳会談、等を提案した。

米ソ提案は、核軍縮を画期的に前進させることは間違いない。しかし、アメリカは自らが優位するSLBMと航空機発射戦術ミサイルの撤去・廃棄、核実験全面禁止、等の問題ではいまのところ譲歩の気配をみせておらず、依然として強力な戦略核（ICBM、SLBM、戦略爆撃機）を維持し、結局、すでにアメリカとNATOの戦略的上ほとんど無用となった地上・海上発射戦術核の大幅削減を通じて、対ソ優位と世界での軍事指導権を確保しつづけようとするものである。これと同時に、アメリカの戦略は、その重点を対途上国作戦に大きくシフトしはじめている。

9) いまや軍事的超大国はアメリカのみとなった。だが、今後の世界がアメリカの一元的支配のもとに伏すると結論することは早計である。このことは、先の湾岸戦争が象徴的に示していた。アメリカは軍事的には戦争に勝ったが、戦費はビター文払うことが出来なかった。アメリカ

カの国力は、軍事も戦費も自前で負担できたヴェトナム戦争時とは根本的に異なっていたのである。

ソ連崩壊の陰に隠れて、アメリカの経済的疲弊の深さがクローズアップされることは少なかった。だが、長期にわたる軍拡競争はソ連のみならずアメリカにも深刻な影をおとし、その経済的苦境と深まる社会的矛盾はもはや覆うべくもない。ソ連は、自らの死を代償にして、世界最大の帝国主義国の没落の歩を加速させたのである。

ブッシュ大統領が湾岸戦争直後、豪語した「新世界秩序」の構築は、砂上の楼閣であった。反対に、対ソ脅威という帝国主義諸国を結び付けていた求心力が削減したいま、再び帝国主義的対立が前面に押出され支配する時代がはじまった。帝国主義諸国が自国の経済防衛のために、ブロック経済化の傾向を強めはじめた。アメリカはカナダと88年に自由貿易協定（FTA）を結成し、さらにメキシコとの北米自由貿易協定（NAFTA）の結成を射程にいられている。当然、自由貿易とは域内の自由貿易であって、域外にたいしては非自由である。欧州共同体（EC）は92年に経済統合を行い、欧州自由貿易連合（EFTA）と93年欧州経済地域（EEA）結成で合意した。さらにEC内では99年までに単一通貨の導入も合意済みである。アジアではまだ合意された経済圏構想はない。アジア太平洋閣僚会議 APEC（米、加、豪、NZ、日、韓、ASEAN）、東アジア経済グループ EAEG（ASEAN、日、韓、中、香港、台、越、ラオス、カンボジア、ミャンマー）、拡大 ASEAN（ASEAN、インドシナ3国）、環日本海経済圏（ロシア極東部、中国東北部、南北朝鮮、日本）などさまざまな構想が入り乱れているが、いずれにせよ、日本と ASEAN がその中心になることは間違いない。ある計算によれば、GDP 比較で、EC 4兆1500億ドル、北米4兆8700億ドル、アジア3兆5200億ドルとなる。今後、これらの3極の対立と抗争が国際関係を決定する主要な要因となることは争いえない。

だが同時に、これらのブロック内での帝国主義的ヘゲモニー争いは熾烈の度を深めざるをえない。APEC 内では日米が、EC内では独仏と英が、それぞれ覇を競いはじめた。天皇が91年10月、タイ、マレーシア、インドネシア3国訪問を行い、一方では政府がPKOという名の海外派兵実現に血道をあげているのも、日本を盟主とするアジア経済圏、再版「大東亜共栄圏」確立の野望と不可分である。アメリカではパール・ハーバー攻撃50周年に際し、再び Remember Pearl Harbor が声高に叫ばれ、“The Coming War with Japan”なる物騒な題名の本が出版されたのは、決して偶然の産物ではありえない。日本がECに対して対米黒字を上回る黒字を記録したとき（1991年1－5月）、フランスの対日批判はその極に達したかにさえみえた。

改めてレーニンの『帝国主義論』を読み直さなければならない時期が巡ってきた。

（1992. 1. 10）

## 分けられた性と戦争システム

瀬島順一郎（教養部）

### はじめに

本論は社会現象としての戦争や平和を考えるだけでなく、個人の心理的側面からの考察の必要性から書かれたものである。その前提においては個人と社会の相互作用、つまり個人の習慣、意識、心理特性と個人をとりまく環境との相互依存関係がある。個人のもっとも深いレベルにおける分断とは男性と女性に分けられることである。性別に分けられることによって個人は社会化し発達をとげるのであるが、一方他性を抑圧することによって相互のコミュニケーションに深いギャップが生じ、精神病理的な症状もひきおこすことになる。抑圧されたものは心理機制によって外部へと投影される。抑圧された根源的な不安は外に敵を作り出すことによって解消される。戦争時にみられる悪玉化といわれる社会現象はこのような個人の心理機制によってひきおこされている。

### 1. 性別役割分業の生みだす依存と不安

性別役割による教育は相互に他性に依存することを教える。さらに男は外（社会）へ、女は内（家庭）へと追い込まれ、相互の無理解を助長する。女性は経済的に男性に依存し男性は生活を女性に依存する。それは男女の人間のふれあいや理解、愛によるむすびつきを妨げ、利用性にしがった関係を作り出す可能性をたかめる。女性は自分の自己実現をあきらめ、子供や夫に自分の人生をたくし世話をすることによって自らの存在を確認するようになる。その結果子供や夫への支配性を高める。同時に対象の喪失の不安も高まりそのエネルギーはさまざまな心理的病理を生んでいく。

### 2. コミュニケーションギャップと家庭内戦争

男女相互の無理解はますます両者を遠ざけ、都合の悪いことはすべて相手のせいにするという悪循環が家庭の中で生じてくると、妻も夫も感情を押し殺し体面だけの結婚生活をおくるようになる、これが家庭内冷戦である。やがて子供を巻き込み、妻は夫に対するルサンチマンを募らせて行く。

### 3. 戦争システムと女性嫌悪

極度に機能化した集団では女性的価値は抑圧され嫌悪されていく。現代の経済社会は成人男性の労働力という単一の有用な価値によって動機づけられてきた結果、性差別を生んできた。性差別主義的疎外は他者に対する否定的知覚の根本的基礎をなすものである。すべての人間が生まれたときから、否定的他性へと社会化されていなければ、敵のイメージの育成は實際上、不可能かもしれないのである。

## 南北問題と国際経済

勝田政広（経済学部）

世界的に緊張緩和の兆しが見える現在、いまこそ「平和」、ことに積極的平和の達成を考え、かつめざして行動する絶好の機会である。

しかしながら、平和、平和国家、等は我々が口にするものの、何が平和であるのか体系的な研究は遅れている。ことに、日本は平和国家の建設を目指して戦後スタートしたものの、平和研究が遅れているとみなさざるをえないのが現状である。したがって、平和研究を行なう必要性があり、かつ平和教育を系統だっておこなう必要がある。

分担研究として、勝田は主に経済学、あるいは経済と平和の関係を研究の主題としている。すでに数本の論文は発表済みであるが、構造的暴力の排除こそが積極的平和を達成する方法であり、素材として南北問題をえらんでいる。前記の必要性を満たすために、経済、あるいは経済学からアプローチしようとするのが目的である。

### 分担研究中間報告

南北問題と平和、あるいは経済学もしくは経済と平和の関連を探る際に、「生存権をいかに保証するか」を視点を据えた。日本国憲法前文において、「平和のうちに生存する権利」として平和的生存権を憲法の精神的な柱とすると同時に憲法第25条において日本国民は「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」があり、国は「社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進」につとめなければならないとされている。しかしながら、日本においても、必ずしもすべての日本国民の生存権が保証されているとはいえない。とくに、発展途上国においては保証されているとはいえないのが現状である。

生存権に関してはモンテスキュー、百科全書派、ルソー等が18世紀中頃に活発な著作活動を行ったが、その頃までさかのぼることができる。この1年間は、ルソーの『社会契約論』、『人間不平等起源論』、『エミール』等を中心に研究を重ねた。ただし、公務の都合上、論文として発表するまでは、研究は進展していない。したがって、向こう1年間ルソー研究を継続する予定である。あわせて、モンテスキューも研究の対象につけ加える予定である。

18世紀にすでに、生存権について言われているものの、いまだに生存権は保証されていない。とくに、発展途上国においては顕著である。したがって、この1年は、データ収集につとめた。

以上の準備のうえで、昨年度よりスタートした総合講座「平和学」の講義の一部を担当した。蓄積したデータは、「生存権」が如何に踏みにじられているかを明らかにした。平和と経済学を関連づける試みは、参考とする研究も多いとはいえず、なかなか研究は進展していないが、生存権を介すれば関連付けることができることがわかった。

## アメリカにおける反戦・平和運動

常松 洋（教養部）

### 研究目的

戦争という「国家存亡の危機」に直面したとき、国民の間には、それを全面的にあるいは保留条件付きで支持するものと、批判・反対するものとの二つの反応が生じる。国家が反戦主張を押さえ、好戦的世論を醸成しようと努力することもまた、当然予測される場所である。とりわけアメリカ合衆国のように、比較的早い時代から国民の政治参加が保証され、政策決定に世論が大きな役割を果たした国においてはそうであった。さらに同国が人種的・民族的に多様な国民を擁していた事実も、戦争時の緊張を高めることになる。国家による戦争遂行政策、世論統合の試みとそれに対する（少なくとも一部の）国民の反発・批判、そこから生じる軋轢や様々な矛盾が、本研究の対象・課題となる。

### 研究の中間報告

上記研究目的をなるべく具体的に検討することが、アメリカ史研究者として本共同研究に参加している私に課せられた課題である。アメリカは、その歴史の様々な段階で、国家の行方を左右した戦争を行っている。1812年からの対英戦争、南北戦争、米西戦争、第一次世界大戦、第二次世界大戦、朝鮮戦争、ヴェトナム戦争、湾岸戦争など、まさに枚挙にいとまない。このうち、1991年度は第二次世界大戦のある側面を取り上げた。その一側面とは、ハリウッドと政府の戦争遂行政策との関係である。

このテーマの検討によって、政府がいかにして世論を参戦に向けて動員したかだけでなく、民衆文化・大衆娯楽のメディアと政府との緊張をはらんだ関係の推移が明かになる。さらに表現の自由とか戦争と民主主義の関係といった、より一般的な問題を考察するための手がかりも得られるはずである。

当初、貧しい都市の労働者（多くは移民）の娯楽として出発した映画は、長らく支配的文化（中産階級的価値観）の警戒の対象だった。たとえば1915年には、最高裁が、映画は「純粋で単純な」ビジネスであり、憲法修正第1条に保証された表現の自由の枠外にあるとして、州や自治体による検閲を承認した。これに呼応して、またより多くの「リスペクタブルな」観客を獲得するためにも、全米映画政策配給業者協会は、ウィル・ヘイズを会長に迎え、自主検閲による外部の勢力の干渉を排除しようとする（1921年）。

さて全体主義の台頭が国際関係を緊張化させ、やがて第二次大戦を誘発する状況になっても、ハリウッドは「憎悪を煽るような」、つまりファシズムを批判・攻撃するような映画に対して否定的態度を取り続けた。「楽しく儲かる映画」をスローガンに社会的・政治的問題を回避するのが伝統的製作姿勢だったし、ドイツ・イタリア市場への配慮や、検閲責任者ブリーンの反ユダヤ主義・反共主義も与って力があつた。

状況が変化し始めるのは第二次大戦勃発前後のことである。それは主として政府とハリウッドとの妥協の産物として生じた。つまり1938年、司法省はハリウッドの製作・配給会社を反ト

ラスト法違反で告訴していたのだが、ローズヴェルト大統領の仲介で、反ナチ映画の製作と引換えに、告訴が取り下げられることになったのである。この後のハリウッドの対政府協力は、1941年のアカデミー賞授賞式で大統領が感謝するほど、徹底的なものになる。この感謝は決してうわべだけのものではなかった。というのは、アメリカにおいては——第一次大戦時の経験もあって——政府によるプロパガンダ活動への警戒が強かったからである。

しかしハリウッドが制作する映画は、必ずしも政府の意に沿うものではなかった。第二次大戦を民主主義と全体主義の対立として捉え、アメリカの参戦の根拠を民主主義の擁護に求めたいと考える政府に対して、ハリウッドは、アメリカ在住の枢軸諸国出身者（とりわけ日系人）への警戒・憎悪を煽るような映画を作り続けたからである。そのため当初はハリウッドの「自主性」を重んじていた——少なくともそのような態度を取っていた——政府も、マニュアル（1942年夏）を作ったりして、介入姿勢を強めてゆく。

最初は抵抗したハリウッドも段々と妥協してゆく。その理由は二つあった。一つは、政府（戦争情報局）の承認を得られない映画は輸出できなかったこと。いま一つは、政府が枢軸国の支配から解放された地域の文化政策に映画を利用したため、政府の「お墨つき」をもらった映画は、巨額の収益を約束していたこと。この二つである。ハリウッドが戦争遂行マシンの一部になってゆくのは、必然的な動きだった。

## 平和と民族

マンフレッド リングホーファー（教養部）

近代化に伴って、「民族問題がなくなり、あるいは二次的問題になる」と、楽観的に研究者、政治家にも思われました。だが、近代化による文化などの統一化が、（少数）民族のアイデンティティを脅かすこととなり、その結果として、自己の民族性（ethnicity）の存続に対する危機感を抱いた（少数）民族が、それに抵抗しはじめました。多くの民族紛争の種が、近代国家の形成の時期に蒔かれ、そして現在まで、多数者および少数者が民族および国家に対して、近代国家概念を持ち続けながら、抹殺、紛争などを繰り返し起こしてきました。民族対立を防ぐために、教育を通じて、自分および相手の民族の歴史、文化などを理解し、平和的解決方法を見つけだせるような平和教育を、実施すべきである。だが、平和教育のなかで、民族間の相互理解を深めるような、民族が中心となる教育内容がほとんど見られないために、現在の平和教育が民族問題をどんなかたちで取り扱っていることの分析、または、将来、民族問題解決方法を含んだ平和教育を設計することを、研究の目標とします。

### 中間報告

上記の目標に従って、まず、平和教育が盛んに実施されているドイツの平和教育および平和教育学を中心に研究を進めました。第二次世界大戦の反省として、ドイツでは、この問題に対

する大きな関心と責任感が見られました。だが、学校教育における平和教育の位置付けについて、旧西ドイツの主な政党の見解が違っています。保守党のCDUにとって、平和教育が、兵役義務の理解を中心に、実施されるべき事柄である反面に、社会党のSPD側は、「総合的平和文化」に基づいて、それを現在の権力的・暴力的構造と入れ替えることをめざしている。従って、ドイツの州政府での政権を取っている政党によって、行なわれている平和教育の内容が大きく異なっています。

ドイツの平和教育学が戦後、歴史学、政治学、心理学、精神文化科学などのさまざまなアプローチに基づいて、発展してきました。しかし、平和教育学および平和教育において、「民族」との関係で、留意すべき論点いくつかも存在します。先ず、上記にも触れたように、近代国家・民族国家概念から離れて、エスニックな多元主義に基づく複合自治体制国家の実現が、平和教育の目標であるべきと言われていています。次に、注目していかねばならない現象が、民族の客観的区分の不可能であり、結局それが、極めて流動的な概念であるということです。さらに民族運動の原因論においても、再生論から新生論へ動くということも認識すべきであります。しかし、その以前に、同民族社会内の権力構造、家族や学校をはじめとする構造的暴力を減少するような平和教育が、各国に実施できることが望ましいと言えます。人間が、幼いときから、暴力に不愉快な感情を覚えることと、人間関係における微妙な暴力に敏感となり、それを話題にするような能力を身に着けることが、平和教育の最終目標であり、民族間の対立もこれによって大きく減少すると考えられます。

## 地球環境問題（とくに水圏を中心に）

重光世洋（工学部土木工学科）

近年来地球環境問題は、人類を含めた地球生態系に甚大な影響をもたらすものとして国際的に取り扱うべき重要な課題となり、国際政治にまで発展してきている。地球環境問題は、(1)地球規模の環境問題、(2)国境を越える環境問題および(3)開発途上国の公害問題の3種類に大別される。またその取り組みの対象を明確にする目的として、(a)主として先進国の経済活動に起因する地球環境問題、(b)主として開発途上国において発生している地球環境問題および(c)先進および開発途上国のいずれかの活動にも起因する地球環境問題の3つに分けられる。これらのうち、(a)の経済活動に起因する問題としては、オゾン層の破壊、二酸化炭素濃度の上昇による地球の温暖化および酸性雨そして有害廃棄物の越境移動などがあげられる。(b)の開発途上国に顕在化している問題としては、熱帯雨林の減少、砂漠化の進行、貧困、人口増加、都市集中および経済活動の拡大などによる公害問題などがあげられる。(c)のいずれの活動に起因する問題としては、野生生物の絶滅および河川、湖沼、海洋など水圏環境の汚染等があげられる。これらの問題又は減少の間には複雑多様な相関関係が存在する。

これらの問題は、全人類の英知を結集・協力して対処していかなければ到底解決のできるも

のでないことは論を待たない。また、太陽系の惑星の中で、唯一緑のある地球船を平和で安全に運航していくためにも、地球環境問題に対して、全人類が一致協力して解決していかなければならない。

本研究は、これらの問題のうち、とくに今後の温暖化に伴う水圏の環境問題としての流域の水資源について着目し、その適正な維持管理に必要な情報が提供できる予測システムの開発を目的としている。

#### 分担研究課題の中間報告

地球環境問題の問題群について整理し、それらの問題群と気象の変動との相関関係を大気構造、構成、運動といったマクロ的な事象から捉え、さらに水資源の計画管理情報を整理し、地球環境問題に対する位置付けと水資源との関連性についてのアプローチ、さらに水圏を含む地球環境問題への対処法についての考え方の提示を試みた。その成果の一部は、大阪産業大学論集、人文科学編72号、1991. 4. に掲載してあるので参照されたい。

本年度は、流域の治水・利水に関するオンラインシステムの開発に係わる予測モデルの構築および水資源の有効利用の方策について研究していく計画である。

## 財閥・多国籍企業の「家憲・家訓」の史的考察

中瀬寿一（経営学部）

### 研究の目的

近・現代世界を動かす国際的な巨大財閥・多国籍企業（その源流としての近世豪商＝特権的門閥大町人）の動向分析なしには、地域的かつ世界的な戦争の勃発の可能性・必然性を明らかにすることができないであろう。この点、「平和研究」にとっては、重要な意義をもっており、研究の目的は、世界平和のための学問的貢献にある、といえよう。

### 日本における財閥・多国籍企業の史的考察

その「中間報告」は、次のとおりで、少しさかのぼるが、「住友財閥源流期の家憲・家訓の歴史的研究」にここでは焦点をおいた。主要な年表的史実だけ、ここに掲載し、今後の研究の発展の基礎とすることにしたい（詳しくは、新潮社より近刊予定の『住友の家訓・家憲』参照）。

1650頃慶安3頃 政友(文殊院嘉休) 〃泉屋最初の家訓、「文殊院旨意書」（＝臨西政友より「勘十郎宛の晩年の書状」）

- 「商事候や不及言候へ共万事情ニ可被入候
- 一 何に面もつねの**（常）**そうばより**（相場）**やすき物持来候共、根本を**（知）**しらぬもの二候ハ、少も**（只）**かい申間敷候、左様之物ハ盗物と可心得候
  - 一 何たるものにも一**（者）**やの**（夜）**やとも**（宿）**かし**（質）**申し、又**（編）**あみかさ**（所）**にてもあ**（事）**つかるましく候
  - 一 人の**（口）**くち**（合）**あいせらるましく候
  - 一 **（掛）**かけ**（商）**あきないせらるましく候
  - 一 人何やうの事申候共、**（知）**氣**（言葉）**ミしかく**（知）**ことはあらく申ましく候、何様重而具ニ可申候

以上

孟春十月

草名 花押」

（「泉屋叢考」第二輯、1951年刊、P.105～106）

### 「遺戒」

「謀計は眼前の利潤たりといへども必神明の罰をあたる。ほうけいとハはかり事をめぐらし、人の心をかすめ、すぢなき金銀をとる事なり。それは目の前にては利潤徳と思へども、必神明の御罰あたるなり。正直ハ一旦の依怙にあらずといへども終にハ日月の憐をかふむるなり。此心ハ、或は

物事売買につきても、たがひの約束より多くあらん時、多き分を正直にかへせば、一旦は依怙ハなけれども、天照太神の御あはれミをかうむるとなり」

(同 P.95~96)

これらのなかに、信用と「確實を旨とし、浮利に趨らず」という住友精神の原点がある、と考えられ(しかし、その言葉はまだ見出せないが)、「のちのちまでも幾度か書写されて伝承され」てきたわけであろうが、さきの「旨意書」のこの条項は、「嘉休の発案とも見られるが、必ずしもそうではなく、その当時一般化していた人倫の道であり、商法の訓戒であったかもしれない。同様の『趣旨』のことは、当時の『村掟』にも出ている」(宮本又次『近世日本経営史論考』P.146)、といえるであろう。この点の留意が必要である、と思われる。いいかえると、おそらく幕藩体制をゆり動かした天草の乱と鎖国令発布、銅貿易禁止反対運動の高揚とその解禁への動きのなかで——、泉屋の二カ所へ初代政友より「家人勘十郎へ送られし心得書」(「垂裕明鑑」卷之二参照。「住友の歴史と事業」P.4のいう「住友家祖心得書」)が出され、17世紀なかばには、泉屋の屋号と菱井桁も使用されはじめることとなった。また鴻池が両替店を開業した、1656(明暦2)年前後には、泉屋も両替店を開始した、と推定されている。さらに1658(万治1)年ごろには、泉屋三右衛門によって、駿河町に江戸店が設立されているようである。

このような背景で「文殊院旨意書」(勘十郎宛の晩年の書状)や「遺戒」も生れた、とみられるのである。

1698	元禄11	幕府	8・八木孫助ら「別子銅山へ箇条書」(三カ条)下付
1699	〃	〃	3・今西藤蔵ら「別子銅山稼方掟書」(八カ条)下付
1706	宝永3	〈友芳の家訓と家政改革〉 三井家	1・歳首搗餅の制限、歳晩祝贈物の制限など定める 〈宝永3・越後屋三井、江戸の各店の店規制定、宝永6・家法草案(高富案)作成。宝永7・大元方設立(家制と経営の一元的統轄)、奉公人制度改定〉
1707	〃 4	友芳の家法	1・年中儀式定める、台所取締法制定
1709	宝永6	〃	4・23友芳、別子銅山支配人以下へ申渡書(「住友における最も古い家法」宮本又次、『近世日本経営史論考』

1714 正徳 4

ク

P.152)

10・「家法書」七カ条制定

「近年諸色高直ニ付、家隸一同ニ儉約ヲ可相守様致度候ニ付、左ノ條々申渡書

覚

- 一、朝夕飲食飢を養候外ハ麤食を厭ハス、至極簡略可仕候事
  - 一、召使之下人女絹仕着せし類当暮可相止候、尤小者小女郎木綿仕着の類ハ闕かたき品も可有義ニ候事  
但仕切せ□略主人の勝手ニ不仕賃無之仕方可有義候、尤主人ハ不及申、妻子等より着用絹に紬の類此節遠慮可有義ニ候、難去音物之品其料を以可相達候事
  - 一、婚礼其外諸祝儀可相勤儀ハ内證にて其式軽く用ひ、外様の弘□此節及延引可然以時節可相勤候事
  - 一、仏事の類ハ闕かたき執行に候間、出家日行供養の親き親類の外、俗客可為無用事
  - 一、町内之嘉例ハ此節可相止、尤町内勘定の儀ハ厳密に可相務候事
  - 一、式日互の音物此節可略事に候、難去品ハ料にて可用、総て相互ニ軽く致し、酒ハ一切用申間敷候事
  - 一、家普請改作此節延引可有、飾ケ間敷修理ハ奢の沙汰に候間、堅可相止事
- 右簡略之条々互に相守り猥に分限を忘れ、奢ケ間敷義無之様可致、万一違背之輩ハ人々の嘲を相招く者に候、仍申合如件

正徳四年午十月

吉左衛門

——この頃、「泉屋由緒書」提出

1716 享保 1

<1716~45

吉宗時代>

友 芳

5・借家家守規則制定

1721 享保 6

<友昌の家法>

5・「長崎店家法書」15カ条、

ク 「別子銅山家法書」13カ条、同じく「宇和島銅山家法書」など制定（「住友法治主義の由来」白柳『住友物語』340ページ）

1722 ク 7

別子銅山暴動 <享保7・越後屋三井、家憲制定（宗竺遺書・家伝記・商売記など作成）>

1740	元文 5	友 昌	7・「長崎出店家法書」申渡（20カ条） ＜「 <sup>た</sup> 多からのや <sup>ま</sup> 満」（宝永の末より元文5年までの山城から対馬にかけて、66カ国500カ所の銅山についての調査風聞記）や「諸国銅山見分控」（元文4年より文政13年までの26カ国300余カ所の銅山についての調査記録）などという調査が書きのこされる＞
1741	〃 6	幕 府	5・「別子銅山掟書」下付
1743	寛保 3	友俊分家	6・（友昌の異母弟）友俊、分家（豊後町その他譲りうけ、理兵衛・入江氏を称す）
1746	延享 3	大之助（のちの友紀）入家	友昌の側妾みきの子（善三郎＝大之助）を友俊の子分として本家へ入家さす（6歳）
1748	寛延 1	友俊蟄居	閏10・友俊、身上不如意で京都へ蟄居、家事一切を三郎兵衛へ委託（お家騒動、のはじまり？）
		友 俊	〃 友俊、本家手代喜兵衛らあてに申渡書
		〃	〃 友俊、手代重郎兵衛あてに申渡書
1750	〃 3	友 昌	2・友俊へ、さらに家督銀・所持家屋一カ所分与
		友 俊	4・豊後町分家居宅新築初めの式
		＜友 昌＞	10・本分家、永世不和の基防ぐため友昌より友俊へ家政総括委任（→お家騒動のもと）
		＜友俊の家法改革＞	10・友俊、「別家手代取締方」19カ条制定
		〃	10・友俊、「総手代勤方心得書」19カ条
		〃	〃 友俊、「山本新田支配方心得書」13カ条
		〃	〃 友俊、「銅吹所取締方心得書」17カ条
		〃	〃 諸役黜陟（各部課の権限・役職名規定）
1751	宝暦 1	〃	閏 7・「普請方心得」2カ条
		〃	〃 「台所取締方」14カ条
		〃	〃 「取締法追加書」9カ条
		〃	〃 「江戸出店定書」10カ条
		〃	〃 「諸店心得方」34カ条
		〃	— 「別家式」制定
1760	〃 10	〃	12・友俊、「別家式」改正
1766	明和 3	友俊、友紀を押込む（お家騒動、へ）	＜分家友俊、本家友紀を「押込」、「本家の家事を取計い」→お家騒動、へ発展（友俊の娘とき＝17歳を友紀の妻にしようとし失敗、友紀を押込同様にし、友俊自ら本家の家事取計い、友俊を旦那とよばせ、友紀を無視、紛議出訴のもととなる）＞
1768	〃 5		両派手代間対立激化へ

			12・25 友芳50回忌によせ、友俊、友芳の一生の来歴記し頒布
1769	明和 6		夏、嵯峨の <b>恵澄尼</b> 、大坂本家へ帰り、 <b>友紀に隠居すめるも</b> 、拒否され、両派對立激化、本家側、反対派手代の出入禁止
1770	〃 7		＜本・分家対立激化、本家側、役職者更迭・友紀派で固める。他方、分家・親類側、友紀を退隱させようとするも失敗、友紀を町預け申付け＞
1771	〃 8		11・分家・親類側、訴訟を企図 3・江戸別家支配人ら出訴 5・29 恵照尼没（葬式、本家で行えず豊後町の分家で）
1774	安永 3		6・親類方より出訴、西御番所、友紀を召喚
1780	〃 9	友紀退隱	9・訴訟裁許により、友紀退隱（享和2－1802年、友紀華甲の宴、文化13＝1816年、友紀死去、76歳）
1782	天明 2		本家方・親類方より、友紀を出訴
1783	〃 3		2・江戸手代、大目付へ駕訴（2・大坂・京都で米価騰貴・買占反対の打ちこわし）
1784	〃 4		10・江戸手代、三人入牢（1784年1月、三人牢死） ＜1784年（天明4）年3月田沼意次の子、 <sup>おきとも</sup> 意知が江戸城内で旗本佐野政言に刺され、世人は佐野を <sup>おきとも</sup> 世直し大明神、とよぶ＞
1785	〃 5		8・別子暴動
1787	〃 7	＜寛政改革（1787～1793年）＞	
1791	寛政 3	友輔退隱、 （ <sup>ゝ</sup> お家騒動、終る）	11・友輔、病氣退隱（1804＝文化1年11月7日死亡）
1800	〃 12	＜友端の家政改革＞	7・掛板改正
		〃	9・予州銅山勤方制定
		〃	9・鋪方掟書、吹方掟書、立川中宿掟、新居浜店掟、炭方掟
		〃	9・諸事改革二付申渡書
		〃	9・予州銅山諸勘定掟書
		〃	9・予州銅山詰合申合書
1801	享和 1	〃	2・予州銅山詰合儉約方心得方制定
1810	文化 7	住友の苗字許可	銅山御用達及び苗字御免（翌年、住友の苗字帯刀はじめて正式に許可）

1814	文化11	〈友聞の家法改革〉	6・儉約法、末家一同へ節儉法
1817	〃 14	〃	9・銅山及び江戸出店へ節儉法
1818	文政1	〃	12・小泉銅山山法書
1822	〃 5	〃	1・別家取締方申合せ、支配人以下勤怠取締り
		〃	4・儉約法申渡
1828	〃 11	〃	7・家法節儉申渡
1831	天保2		6・別子暴動
1836	〃 7	〃	1・予州銅山改革箇条書
		〃	3・源兵衛に支配同様心得の旨申渡
		〃	吹所詰員へ節儉法
1837	〃 8	大塩騒動の衝撃	2・19 大塩騒動（豊後町分家、別家、久右衛門・喜三郎掛屋敷の内、備後町・錦町・太郎右衛門町延焼、親類の鴻池善右衛門・善之助・平野屋五兵衛・同郁三郎らも焼失）
		〈友聞、大塩事件直後の改革〉	3・銅山に儉約法
			〃 末家取締法
			〃 店方吹所取締法
1839	〃 10		11・源兵衛、家政改革につき意見上申
		〃	11・13 源兵衛に支配役申付け（源兵衛辞退するも許されず、意見書を友聞へ提出
		〃	12・2 転役賞罰、掛札条目改革、諸役庭勤方心得書改正
1840	天保11	〃	11・8 源兵衛へ、老分休息日勤
			12・銅山稼方困難、歎願書提出（甚兵衛）
1841	〃 12	〈天保改革に伴う改革〉	5・万太郎、予州銅山儉約法申渡
			一源兵衛、家事取締に付意見書
1842	〃 13	豊後町分家改革	8・源兵衛、支配役辞し、日勤改革取締掛へ（9・豊後町の代判改革掛りへ）
			9・予州両銅山稼方困難に付歎願
1843	〃 14		9・万太郎、予州両銅山改革法申渡
1844	弘化1	〈源兵衛の改革案20カ条〉	8・源兵衛、20カ条におよぶ画期的な家制度改革案提出（10・18にも同じ）
1846	弘化3		3・源兵衛、友聞あて歎願書
1849	嘉永2	〈友視、嘉永の家改改革断行〉	5・家事改革申渡
			10・江戸上槇町出店廃止
			11・家事改革に付、一同へ申渡
			11・15 別居中へ調達銀申渡

			12・家事改革に付、奥向一同逼塞、源兵衛を老分日勤とし、改革委任
1853	嘉永 6		8・源兵衛へ家政補助命ず
1855	〃 2	〈安政の家政改革〉	6・友視、家政改革法申渡、別家取締規則制定
1858	安政 5	〈友訓の改革〉	5・別家改革法申渡（別家の子供も本家に就職可能となる）
1859	〃 6		6・友訓、老分へ諸費節儉申渡
1861	文久 1		9・補助役＝源兵衛ほか老分ら、友訓に忠諫書上提
1862	〃 2		11・友訓、老分以下へ申渡
1863	〃 3		5・宰平ら、当主友訓へ忠諫
1866	慶応 2	〈1865年友親時代へ〉	1・支配人より銅山詰全員へ忠勤申渡 5・別子騒動
1867	〃 3		2・江戸出店取締方
1868	〃 4		1・鳥羽伏見戦、奥向一同山本新田へ避難
	(明治 1)		1・10 薩長、住友の土蔵封印（2・別子、土佐藩管理下となり、2・19広瀬宰平、川田小一郎と大坂へ） 2・三岡八郎、銅会所吹方御用認める（2～5月、広瀬ら、川田・岩倉・三岡・長岡・後藤ら新政府首脳に運動） 4・銅山稼行、銅吹再開、米支給決定（4月、別子再開） 5・貨幣局へ献地（6・2認可） 6・10 友親、老分（源兵衛、卯兵衛）へ申渡 7・家法改革につき誓約書（元禄以来三度の浮沈、天保8年の危急、莫大の旧借、「春來の大事件」、弊風一洗・資本蓄積） 7・「事務取扱方」制定 7・1日、15日に家長が三岡・長岡に礼勤任務ときめる 7・家長、手代に忠勤申渡
		〈維新直後の住友家法改革〉	
1869	〃 2	〈諸事更新〉	1・宰平、鉦山局より別子へ帰山（1869～70年、諸事更新→労働時間厳守、賞罰明確化、食事支給廃止、労働者家屋年賦売渡、禅僧教化） 9・（家法諸規則沿革）元締植村真十郎、帰山の折申渡（本家・別家の別弁えよ、「一統一和」と経営理念表明）
1870	〃 3	〈明治3～4年の家事改革〉	7・家事改革、減給（69秋～銅価下落、米価高騰、「不容易困難」）

1871	明治 4		6・本家より別子諸帖簿、勘定向監査
1872	〃 5	<現物給廃止、合理化へ、銅山改革(明治5～6年)>	4・銅山改革法(タバコ他貸渡し廃止、正・5・9月齊日飲酒廃止、風呂銭取立、前髪子供季節服廃止その他)
1873	〃 6		1・山内規則、支配人以下の「勤務規則」11カ条(朝廷の趣意遵守、ナショナリズム、勤勉、住民愛護、住友精神) 2・友親、洋服を一同におくる、ラロック雇用決定(月給600ドル)、宰平、洋式機械買入、横浜出張 3・「維新政躰ニ基キ諸事旧幣ヲ改革スル規則」 3・別子旧慣改革(休日規定(毎月1日、正1～3日、7月1～2日)、五節句廃止、初ひな・初のほり廃止、前借金・前借米・もち米貸渡し廃止、その他) 3・等級制月給実施、雇員・稼人に罰金法制定、別子職制改革 3・「驕奢ヲ戒ムル告諭」「金銀貸借心得」(労働者規制) 7・住友本店・出店 雇員月給規定、老分以下月給規則
1874	〃 7	<(～翌8年)ラロック、近代化プラン立案>	この頃宰平の経営合理化 ①3割～1分減給、②給食廃止、③賞罰制(出銅に応じ賞与)、④適材適所・配転、⑤作業時間規則化、洋服で能率化、⑥吹所移転、住宅と店部分離、⑦神戸に販売店、外商と直取引、その他 (3・7ラロック着任、近代化立案へ)
1875	〃 8	<住友本店時代> (～明治42)	1・5 はじめて新年宴会(1・本店規則) 3・役頭以上を末家編入「末家規則改定」
1876	〃 9	家制度改革	3・住友別子雇員塩野門之助・増田好蔵らフランスに留学 2・予州別家規則制定 5・末家の等級格付け改正 一家督金制度制定(翌年にかけて家督金の払戻し請求＝末家脱出者続出) 7・東延斜坑開掘さいしょ —鰻谷銅吹所の別子・立川村移転完了 8・葬式屋八弘社設立

1877	明治10		<p>&lt;明治10～20年代、製糸・製茶・樟脳精製・製鉄業進出と撤収&gt;</p> <p>&lt;宰平に権限委任、住友近代化へ&gt;</p> <p>2・10 友親、病気のため広瀬宰平に総理代人命ず (2・14権限委任)</p> <p>3・家長月給改正(1カ月500円に決定)</p>
1878	〃 11		<p>3・末家規則改正</p> <p>9・諸帳簿を洋式に改正決定</p> <p>9・雇人皆勤令</p>
1879	〃 12		<p>&lt;別子、施設近代化に応じ、職制の管理体系確立、職制改革&gt;</p> <p>2・25 予州別子銅山職制制定</p> <p>4・別子高橋に大熔鉱炉建設</p> <p>5・満年家督金付与規則制定</p> <p>&lt;並合業はじまる&gt;</p>
1880	〃 13		<p>3・西京製糸場買得(明治14年9月、住友製糸場と改称)</p> <p>4・等内以上雇員の妻の忠誠義務を規定</p> <p>6・末家の妻の義務心得通達</p> <p>9・鉱山雇人黜陟取扱方制定</p> <p>10・別子、ダイナマイト実験成功</p>
1881	〃 14		<p>&lt;銅価高騰、出銅増大、製錬用薪炭需要増、施設近代化、労働力需要増大(囚人労働活用)へ&gt;</p> <p>3・雇員身元金積立法制定</p> <p>4・囚人労働使用(～1889年3月末)</p> <p>3・広瀬宰平・五代友厚ら、大阪製銅会社設立</p> <p>&lt;釜山支店資本金3万円とし、雇員2名を朝鮮に留学さす。康安丸・安寧丸新造、九十九丸買入れ&gt;</p> <p>9・本家詰雇人勤務心得方制定</p>
1882	〃 15	<p>≪住友家法制定 (「确实ヲ旨トシ」、 「浮利ニ趨」らず、 規定化)≫</p>	<p>1・住友家法制定(明治24・29年改正。近代的管理体系と封建的家制度の有機的結合、家業から近代的企業経営への再編過程)、家長の独裁認めず協議制、別子を「万世不朽ノ財本」と規定、経営理念として、「确实ヲ旨トシ、時勢ノ変遷理財ノ得失ヲ計リテ之ヲ興廢シ、苟クモ浮利ニ趨リ輕進スヘカラサル事」と明記</p> <p>&lt;外商支配への抵抗と朝鮮への植民地的収奪示す&gt;</p> <p>(以下、つづく)</p>

## 平和への動物学的アプローチ 三橋 浩（教養部）

### 人間をホモ・サピエンスとしてみる立場からの平和への考察

分担研究として与えられたテーマは上記記載の如く、人間をホモ・サピエンスとしてみる立場で平和について考えてみることである。近年、エコロジー運動が盛んに取りざたされているが、実はそこには人間存在が神から与えられた特別の能力を持った存在ではなく、まさに地球だけに生息する一つの種としての存在でしかないことを思い起こさせようとする気持ちがよくあらわれている。

この視座のもとで平和を考えると何か。よく言われているのは「平和」の拡大解釈である。即ち、平和とはイデオロギーに媒介されたある特定の社会正義の実現であるというよりも、自らの生物的基盤を確立する地球正義の実現であるという風に考え直されているのである。

担当者もこの見地に立って、共同研究に参画したのであるが、取り組んだ期間も浅く、そうではなかろうかと言った如く、仮説の段階にとどまっている。従って本報告も、今年度の場合も含めて、ここ2、3年ほどは中間報告という形でしか、なし得ない状況にある。

その具体的なものとしては、分担研究課題名と同タイトルの「平和への動物学的アプローチ」を大阪産業大学論集人文科学編72号で紹介しているので省略させていただく。

今後の仕事としては、上記論文がきわめて包括的なものであるのに鑑み、その一つ一つについてのコマかな検証など、補完作業に入っていきたいと思っている。特にホモ・サピエンスとしての人間の未来というところには留意してやっていきたいと思っている。